

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）
（保護対象営業秘密関係）令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4.参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は名称 及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

(税関様式C第 5813 号－1：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べるすることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面 6. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。